

役員報酬規則

(目的)

第1条 役員(理事及び監事)の、任務遂行のため又、活動を円滑にするため、報酬を支給することを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員活動を円滑にするため報酬を支払う。

2 支給は毎年3月とする。但し、理事会等に出席1回につき5,000円を支払う。

(附則)

第3条 この規則は平成27年4月1日より施行する。